

## 佐倉市三師会規約

(名称)

第一条 本会は、佐倉市三師会とする。

(構成)

第二条 本会の構成は、佐倉地区医師会、印旛郡市歯科医師会佐倉地区、印旛郡薬剤師会佐倉市薬剤師会の各会員からなる。

(目的)

第三条 地域の保健・医療・福祉の向上に寄与するとともに三師会に関する会員相互の親睦を図る。

(活動内容)

第四条 本会は、第三条の目的を達成するために、必要に応じて次の各項に掲げる事項について調査および協議する。

- (1) 地域保健衛生活動の推進に関する事項
- (2) 地域医療体制の推進に関する事項
- (3) 地域福祉事業活動の推進に関する事項
- (4) 会員相互の親睦を図る事項
- (5) その他目的達成のために必要な事項

(役員)

第五条 本会には、次の役員を置く。役員は各師会から選出する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) その他役員 各師会数名

第六条 会長、副会長は、本会の役員の中より互選で決定する。

任期は2年とする。但し再任を妨げない。

第七条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

副会長は、会長を補佐し、予め会長の定めた順位により、会長に事故ある時はその職務を代理し、会長が欠員の時は職務を行う。役員は会務を処理する。

第八条 三師会本部は会長が所属する勤務地とする。

第九条 役員が法令・本規約に違反し、または役員たる品位を著しく毀損したときは、本会はその役員を辞任を求めることができる。

(会義)

第十条 本会には、役員会を置く。

第十一条 役員会の議長は会長が務めることとする。

第十二条 三師会が選出した役員の内、会長または第七条に定める会長代理を含み、各師会より1名以上が参加していれば、役員会は成立する。

第十三条 役員会は、定期的に年一回開催する。必要に応じて臨時開催する。  
役員会、臨時役員会は、各師会が輪番で開催を主管する。

第十四条 役員会にて協議し、各師会が合意できた事項について各師会はこれを尊重する。

(規約変更)

第十五条 本規約の変更については、三師会一致のもとで決定する。

(経費)

第十六条 本会に関与し、各師会ごとに要した費用は、各師会負担とする。  
本会に関する費用で、各師会ごとの負担とすることが明白でない場合には、その費用を三等分した金額を各師会が支払うこととする。  
但し、各師会にて認めた場合は案分割合を変更できる。

(会計年度)

第十七条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第十八条 本規約で定める規則以外に必要な事項は細則を設ける。

付則

1. 本規約は平成21年4月1日より施行する。
2. 平成23年3月7日より一部改正施行